○厚生労働省令第四十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第二十六号）及び地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月二十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令

（老人福祉法施行規則の一部改正）

第一条　老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（身分を示す証明書）	（身分を示す証明書）
第五条の二　（略）	**第五条の二**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第二十九条第十四項において準用する法第十八条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別記様式第二の二のとおりとする。	3　法第二十九条第八項において準用する法第十八条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別記様式第二の二のとおりとする。
4　（略）	4　（略）
（法第二十九条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項）	（法第二十九条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項）
第二十条の五　法第二十九条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第二十条の五**　法第二十九条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等	（新設）
二　事業開始の予定年月日	（新設）
三　施設の管理者の氏名及び住所	（新設）
四　施設において供与をされる介護等の内容	一～五　（略）
五～九　（略）	六　市場調査等による入居者の見込み
（削る）	七　（略）
十　（略）	八　法第二十九条第七項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額
十一　法第二十九条第九項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額	八の二　法第二十九条第七項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
十二　法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書類	十三　一時金の返還に関する法第二十九条第十項に規定する契約の内容
（削る）	（削る）
十四～十六　（略）	（削る）
（法第二十九条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項）	十四～十六　（略）
第二十条の五の二　法第二十九条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第一項第一号及び第二号並びに前条第一号、第三号から第十三号まで、第十五号及び第十六号に掲げる事項とする。	（法第二十九条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項）
（帳簿の記載事項等）	**第二十条の五の二**　法第二十九条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第一項第一号及び第二号並びに前条第一号、第三号から第十三号まで、第十五号及び第十六号に掲げる事項とする。
第二十条の六　有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第六項の規定により、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成しなければならない。	（帳簿の記載事項等）
一～六　（略）	**第二十条の六**　有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第四項の規定により、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成しなければならない。
2・3　（略）	一～六　（略）
（情報の開示の方法）	2・3　（略）
第二十条の七　有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第七項の規定により情報を開示する場合は、次条に定める事項を書面により交付するものとする。	（情報の開示の方法）
（法第二十九条第七項に規定する厚生労働省令で定めるもの）	**第二十条の七**　有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第五項の規定により情報を開示する場合は、次条に定める事項を書面により交付するものとする。
第二十条の八　法第二十九条第七項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第二十条の五第十六号に規定する事項とする。	（法第二十九条第五項に規定する厚生労働省令で定めるもの）
（法第二十九条第九項に規定する厚生労働省令で定めるもの）	**第二十条の八**　法第二十九条第五項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第二十条の五第十四号に規定する事項とする。
第二十条の九　法第二十九条第九項に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、有	（法第二十九条第七項に規定する厚生労働省令で定めるもの）
九　入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容	**第二十条の九**　法第二十九条第七項に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、有
十　入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容	
十一　医療施設との連携の内容	
十二～十四　（略）	
（新設）	